

八尾市文化会館(プリズムホール)

自動販売機設置事業者募集要項

公益財団法人八尾市文化振興事業団

# 八尾市文化会館(プリズムホール)自動販売機設置事業者募集要項

当事業団が指定管理者として運営しています、八尾市の芸術文化振興のための拠点施設、八尾市文化会館(以下、「文化会館」という。)は、本年 8 月より、1 年 4 カ月に及び大規模改修工事を終え、リニューアルオープン、一般市民の皆様の利用に供しています。

この度、リニューアル後の文化会館内に自動販売機を設置いただける事業者(以下「設置事業者」という。)の方を、募集要件等見直しのうえ、再度募集いたします。

この募集に応募される設置事業者の方は、この募集要項、及び仕様書等(以下「要項等」という。)をよく読み、次の事項をご承知のうえ、是非お申込みください。

## 1. 目的

文化会館内に自動販売機を設置するための事業者を選定することにより、文化会館運営のための収入確保を図るとともに、施設利用者等の利便性とサービスの向上を図ることを目的とします。

## 2. 物件

対象の物件(自動販売機の設置個所設置・条件)は、別紙1「物件説明書」、別紙2「八尾市文化会館自動販売機 設置位置図」のとおりです。

### 【文化会館の参考情報】

所在地 大阪府八尾市光町 2-40  
敷地面積 4869.69 m<sup>2</sup>  
建築面積 3839.50 m<sup>2</sup>  
延床面積 14658.40 m<sup>2</sup>  
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造  
階数 地下2階、地上5階  
主な施設 [1階～3階] 大ホール(1,317席、楽屋5室)  
[地下2階] 小ホール(330席、楽屋4室)  
[5階] レセプションホール(150人程度)、練習室1・2、和室  
[4階] 会議室1(110席)、会議室2(55席)、会議室3(30席)、研修室(80席)、  
[3階] 展示室  
[2階] 情報・交流コーナー、お客様窓口、総合事務所  
[1階] カフェ・レストラン、オープンスペース、光のプラザ(メインロビー)  
[地下1階] リハーサル室  
[その他] 地下駐車場(57台)、敷地内駐輪スペース及び近隣駐輪場(400台程度)  
開館時間 午前9時から午後10時まで  
休館日 毎週月曜日、月曜日が祝祭日の場合は、翌平日。  
年未年始(12月29日～1月3日)

### 年間開館日数及び年間来館者数

※近年の状況。令和2年度実績は新型コロナウイルスの影響が大きかったことにより割愛。令和3年度は改修工事により休館。

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
開館日数	309 日	309 日	285 日※
来館者数	396,542 人	381,520 人	307,193 人※

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止措置による 3 月の臨時休館を含む年度末は、市民利用が自粛されたため、開館日・来館者数ともに減少しています。

### 3. 応募資格

次の要件をすべて満たす法人等が応募することができます。なお、設置事業者として決定した後、要件を満たしていないことが判明した場合は、設置事業者としての決定を取り消します(市の入札資格等に準拠します)。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 公募開始の日から過去3年の間、政令第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 自動販売機の設置業務について、公募開始の日において、引き続き2年以上営業を行っている者であること。
- (4) 大阪府内に本店又は支店若しくは営業所を有し、市府民税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 代表者、役員、支店長、営業所長等の相当の地位にあるものが集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の関係者(暴力団関係者)でないこと。

### 4. 自動販売機の設置条件等

#### (1) 自動販売機の設置の方法・期間

別紙1「物件説明書」記載の物件ごとの設置範囲にて、下記の期間、自動販売機及び回収ボックスを設置いただきます。

【設置期間】 令和5(2023)年1月1日(祝)～令和10(2028)年3月31日の約5年3カ月間

※自動販売機は令和4年12月中に設置いただきますが、その期間の貸付料及び電気使用料は免除いたします。

#### (2) 契約の締結及び貸付期間

ア 自動販売機の設置にあたり、当事業団と設置事業者との間で、自動販売機の設置に係る契約を締結します。

イ 設置期間は、別紙1「物件説明書」のとおりとします。契約は、設置期間の満了をもって終了し、原則更新はありません。

また、施設の所有者である八尾市、又は国若しくは他の地方公共団体が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置事業者が設置条件に違反する行為を行ったとき、その他当事業団が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがあります。

ウ 契約書記載内容は、別紙4「契約書ひな型」をご参照ください。

#### (3) 貸付料

貸付料は、事業者より提案いただいた金額とします。

#### (4) 光熱水費及びその他必要経費

電気料等の光熱水費、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他一切の費用は、設置事業者の負担とします。なお、光熱水費については、貸付料とは別に、当事業団が検針により算出された使用量に対し、電気使用量単価、消費税を乗じ得た額について、指定する期日までに納入してください。

また、設置事業者は、電気料を算定するための子メーター(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検定証印又は基準適合証印(以下「検定証印等」といいます。))が付され、検定証印等の有効期間が経過していないものとし、自らの負担で設置してください。

#### (5)設置面積・場所

設置面積は、別紙1「物件説明書」のとおりとします。また、自動販売機及び使用済み容器の回収ボックスは、設置面積に収まるものをお願いします。また、必要に応じて、転倒防止対策も併せて行ってください。

設置場所は、別紙2「八尾市文化会館 自動販売機 設置位置図」のとおりです。

#### (6)環境配慮

自動販売機の設置に当たっては、グリーン購入の調達者の手引き(平成30年2月環境省作成)における飲料自動販売機設置に適合する自動販売機の機種を設置してください。

#### (7)設置条件

設置期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 別紙2「仕様書」に基づき、自動販売機及び使用済み容器等の回収ボックスを設置し、管理すること。

イ 販売品目は、清涼飲料等の飲料とし、酒類及びたばこ、食料の販売を行わないこと。なお、販売品の具体的な構成については、落札決定後、事前に当事業団の担当者と協議すること。

ウ 販売品の販売価格は、標準小売価格を上回る価格としないこと。

エ 販売品の内容の変更については、当事業団の担当者と協議のうえ行うこと。

オ 販売品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

カ 自動販売機への販売品の充当及び使用済み容器の回収の時間及び経路については、当事業団の担当者の指示に従うこと。

キ 自動販売機本体については、周辺環境に配慮したデザインとし、ユニバーサルデザインによる自動販売機の設置に努めること。

ク 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

ケ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置事業者の責任において、迅速に対応すること。

#### (8)原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に要する費用は、設置事業者の負担とします。

## 5. 応募申込手続

### (1) 応募申込方法

応募申込方法は、まずメールにてご提案いただき(下記①)、その中から最高額を提示いただいた事業者には、契約締結や確認のための書類のご提出(下記②)をいただきます。

その確認書類の内容に問題ないことを確認させていただいたのち、契約を締結いたします。

#### ① メールで応募

様式1「自動販売機設置希望兼価格提示書」及び

様式2「誓約書」をPDFファイルに変換のうえ、下記メールアドレス宛に送信ください。

- ・ 応募を希望される事業者は、上記3「応募資格」を有しているか十分確認のうえ、別紙「提案書」に必要事項を記入、捺印(法人代表者印)、PDFファイルに変換、受付期間内に下記宛にメールを送信してください。  
 なお、メール送信後、電話にてメール到達の確認連絡は、必ずおこなってください。
- ・ 当日、締め切りしましたのち、応募いただいた事業者みなさまにメールで結果を連絡します。
- ・ なお、同一の物件に対し、同額の最高提示額が複数の事業者から提示された場合は、最高額を提示した複数の事業者に対し、日を改めて期日を指定して再度の提示をお願いすることとします。
- ・ 様式1、2は、最高額提示となった場合、後日原本をご提出いただきます。  
 大切に保管ください。  
 なお、次点となった事業者でも、諸般の事情により繰り上げの可能性もありますので、一定期間(1か月程度)保管いただくなどをお願いします。

提案書等、提出先・提出方法、及び受付期間は次とおりです。

#### 【提案書等】

様式	書類	注意事項等	備考
様式1	自動販売機設置希望兼 価格提示書 (以下、「提案書」という。)	ア 申請者は、本社・本店の代表者であること。 イ 印鑑は、本社の実印(印鑑証明書と同じもの)を押印すること。 ウ 「契約する支店等」欄には、支店等を契約の代理人に選任したいときに記入し、最高額提示時には、後述②のNo.3「委任状」を提出すること。	最高額提示時(後述②のとおり)原本を提出いただきます。
様式2	誓約書	「八尾市契約関係暴力団排除措置要綱(平成25年10月1日制定)別表各号に掲げる措置要件に該当しない旨」(八尾市長宛)、また、最高額提示後、「確認書類に虚偽等の記載がない旨」(当事業団宛)の誓約書を提出すること。 なお、「暴力団排除」に関する内容については、下記ホームページをご参照ください。 (URL: <a href="http://www.city.yao.osaka.jp/0000023479.html">http://www.city.yao.osaka.jp/0000023479.html</a> )	最高額提示時(後述②のとおり)原本を提出いただきます。

【提出先・提出方法】（公財）八尾市文化振興事業団

総務課 自動販売機設置事業者募集の係 宛

E-Mail:vending\_m@prismhall.jp

応募メール到達確認時の連絡先（電話番号）072-924-5112

【応募受付手続きの日・時間】 令和4年11月25日(金) 午前10時 ~ 午後1時 まで

【応募メールの到達確認時の電話連絡時間帯】 上記、日・時間に同じ

② 当事業団からの結果連絡のあったのち、契約締結のための応募資格確認等のため必要書類を提出

- ・ 最高価格を提示された事業者と契約を締結しますので、契約に先立ち、下記まで確認書類等を指定の期日までに提出してください(郵送にてお願いします)。
- ・ 提出いただいた書類を確認させていただきましたのち、契約を締結いたします。
- ・ 書類確認の際、応募資格に満たないことが発覚したり、提出しない・できない等の事由が発生した場合は、対象物件に対して最高額を提示した事業者の、次点の事業者と契約することとなりますので、十分ご注意ください。
- ・ 提出いただいた確認書類は返却しません。  
確認書類等と郵送先は、次とおりです。

【確認書類等】 ※最高価格を提示した旨、事業団から連絡のあった事業者のみ提出

No.	書類	提出	注意事項等	様式
1	提案書	○ 必須	上記①の「自動販売機設置希望兼価格提示書」の原本	様式1
2	誓約書	○ 必須	上記①の「誓約書」の原本	様式2
3	委任状	△ 代理人の 選任時は提出	応募時に代理人を選任した場合は提出。 ア 委任期間は、申請の日から令和10年3月31日までです。 イ 代表者が代理人(支社・支店等の受任者)を選任しない場合は、不要です。	様式3
4	事業者(会社)概要	○ 必須	形式は問いません(パンフレット可)。	自由
5	自動販売機設置 実績報告書	○ 必須	ア 過去2年間において連続して自動販売機設置業務を実施していることを確認するため、複数の実績がある場合は、直近の実績のうちから主なものを記載すること。 イ 八尾市施設での実績がある場合、当該実績を優先して記載すること。 ウ 「設置場所の所有者」欄及び「設置施設の名称等」欄の記載は、様式に記載の留意点のとおりとすること。 エ 本貸付物件を担当する本店又は支店・営業所等の営業拠点の名称及び所在地を記載すること。	様式4
6	営業許可証・登録証明書・認定書等の写し	△ 必要時は 提出	法令により営業許可証等を要するものは、営業許可証等の写しを提出すること。 なお、継続の申請等を行っている場合は、それを確認できる書類の写しを提出すること。	官 公 庁 発行

7	取扱商品一覧表	○ 必須	直近2事業年度の主な取扱商品について、記入すること。	様式5
8	営業所一覧表	○ 必須 なお、No.4に 記載時は不要	ア 本店及び受任者以外に営業等の連絡場所を設ける場合は、支店名称等、所在地、電話番号、FAX番号及び担当者名を記載した一覧表を提出すること。 イ No.4「事業者(会社)概要」において、上記内容が記載されている場合は、不要です。	自由
9	自動販売機の カタログ	○ 必須	確認書類提出時に、設置予定の自動販売機のカタログを合わせて提出すること。形式は問いません。	自由
10	印鑑証明書 (写し可)	○ 必須	令和4年5月1日以降に発行されたものであること。写し可。	官 公 庁 発 行
11	納税証明書 (直近2年分)の 写し	○ 必須	ア 法人の場合は、申請人所在の市区町村の法人市民税(直近2事業年度分)及び土地・家屋・償却資産にかかる固定資産税(令和2年度・3年度分)の納税証明書及び納税証明書(その3の3)を提出すること。 イ 個人の場合は、住民税(令和2年度・3年度分)及び土地・家屋・償却資産にかかる固定資産税(令和2年度・3年度分)の納税証明書及び納税証明書(その3の2)を提出すること。 ウ 上記ア及びイについて、令和3年度分について納期限未到来分がある場合でも、納期限到来分について完納した証明書を提出すること。	官 公 庁 発 行
12	登記簿謄本又は 住民票の写し	○ 必須	令和4年5月1日以降に発行されたものであること。写し可。	官 公 庁 発 行

#### 【確認書類の郵送先】

〒581-0803 大阪府八尾市光町 2-40 八尾市文化会館内

(公財)八尾市文化振興事業団

総 務 課 自動販売機設置事業者募集の係 宛

#### ③ 契約の締結

・契約を締結、日程調整のうえ、令和5年1月1日までに自動販売機を設置いただきます。

#### (2)留意事項

ア 下記の項目に該当するものは、受付できません。

- ・応募申込提出時の書類に不備のある場合(仮受付もできません。)
- ・応募申込提出時の書類をメール以外で提出した場合
- ・応募受付手続きの日・時間内の手続きでなかった場合
- ・代表者が同一である法人が重複して申請された場合  
(ただし、事業協同組合で申請する場合を除く。)

イ 応募申込みに要する費用は、すべて申請者の負担とします。

ウ 事業協同組合で申請される方は、前述(2)の②記載の「確認書類」以外に定款、役員名簿及び組合員全員の名簿を提出すること。

エ 応募者に関する情報及び応募者数等の問合せについては、一切お答えできません。

### (3)その他の注意事項

#### ア 資格の確認について

- ・資格の確認において、問い合わせをしたり、参考資料の提出を求めたりすることがありますので、あらかじめご了解ください。そのため、本申請の事務担当者欄には責任を持って対応できる方をご記入ください。
- ・申請書類に関し、虚偽の申請をしたり、重要な事項について記載がなかったり等、不備のある場合は、失格とすることがあります。

#### イ 資格の確認結果について

- ・提出日以降、随時連絡します。

#### ウ 申請書類等について

- ・受理・不受理に関わらず、提出された書類は、一切返却いたしませんのでご了承ください。

#### エ 個人情報の取扱いについて

- ・申請書類に記載された個人情報は、自動販売機設置事業者の決定のみに使用し、その他の目的のためには使用しません。

## 6. 質問及び回答、現場確認

募集(仕様)に関する質問及び回答は、次により行います。

ア 提出先 (公財)八尾市文化振興事業団  
総務課 自動販売機設置事業者募集の係 宛

**E-Mail:vending\_m@prismhall.jp**

イ 質問受付期間 令和4年11月11日(金) 午前9時～午後3時まで

ウ 提出方法 質問は様式6「質問書」により行い、上記提出先に電子メールに添付して送信ください。

エ 回答期限 令和4年11月18日(金)まで

オ 回答方法 回答は、文化会館ホームページに掲載します。

(URL:<https://prismhall.jp/>)

カ 現場確認 自動販売機の設置場所の現場確認等を希望される場合は、令和4年11月10日(木)、午前9時から午後1時までの間にお願ひします。

なお、現場確認の際には、事業団の担当者に事前に電話連絡ください。

## 7. その他

### (1)提案書の記入方法

ア 物件ごとに、提案金額を記入して下さい。

イ 金額の記入のなかった物件につきましては、設置希望がなかったものとみなします。

ウ 提案金額は、**貸付期間中の対象物件の貸付料の総額(消費税・特別地方消費税を除く本体価格)**を記載してください。なお、記載する金額は、別紙1「物件説明書」に記載された最低貸付料(以下「最低貸付料」という。)を下回らないよう注意してください。

エ 提出された提案書は、その事由の如何にかかわらず、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。



## (2)無効な提案

次のいずれかに該当する提案は、無効とします。

ア 参加資格を有しない者のした提案

イ 八尾市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当している者のした提案

ウ 指定の日時に提出(メール)しなかった提案

エ 提案者の記名押印を欠く提案

オ 同一提案について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の提案

カ 同一提案について、提案者又は、その代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の提案

キ 同一提案について、提案者及びその代理人が、それぞれ提案したときは、その双方の提案

ク 提案金額又は、提案者の氏名、その他主要部分が識別しがたい提案

ケ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による提案

コ 明らかに連合によると認められる提案

サ 提案に関し、不正な行為を行った者がした提案

シ 同一提案に参加する複数の者の関係が、次のいずれかに該当する者が行った提案

ただし、提案書を提出するまでに、該当する者の1者を除く全てが提案を辞退した場合には、残る1者の提案は無効とはならない。

- ・親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にある場合

- ・親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

- ・一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合  
(ただし、事業協同組合で申請する場合を除く。)

- ・一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ス その他、提案に関する条件に違反した提案

## (3)保証金

免除します。ただし、最高額提示者が契約を締結しないときは、違約金として提案金額の100分の3に相当する額を徴収するものとします。

## (4)最高額提案者の決定及び公表方法

ア 貸付物件に対し、当事業団が設定する最低貸付料以上の額で、最高の価格で提案をおこなっていただいた方を最高価格提案者とします。なお、最高価格の提案が2者以上ある場合は、2者に再度の提案を求めます。

イ 結果については、最高価格を提示いただいた方に通知のうえ、文化会館ホームページにて公表します。その際、落札者名、落札金額及び入札参加者数を公表しますので、あらかじめご了承ください。

## (5)提案の中止等

天災その他やむを得ない理由により、提案書を受け付けられないときは、これを中止します。これにより提案参加者に生じた損害は、提案参加者の負担とします。

## 8. 契約条件

### (1) 契約の締結

契約の締結及び履行に関する費用については、すべて提案者の負担とします。

### (2) 貸付料の納付

各年度の当初(令和4年度は令和5年1月から翌年3月、以降毎年4月)に、事業団が発行する請求書により、指定した期日までに納付していただきます。

なお、電気料については、別途、事業団からの請求により指定の口座に納付していただきます。

### (3) 契約保証金

免除します。

### (4) 解約の申し出

契約の締結後、自動販売機の設置を辞退する場合には、辞退を希望する日の6ヶ月前までに、書面にて辞退の旨の意思表示を行うこととします。

ただし、当該年度中に支払済みの設置料の返還は行わず、加えて、辞退を希望する日の属する年度の末日までは、引き続き自動販売機を設置するものとし、今後事業団が募集する自動販売機の設置事業者募集に参加できないものとしします。

### (5) その他の手続

設置事業者決定された方は、別に定める期日までに、設置場所への自動販売機及び使用済み容器回収ボックスの配置図を提出していただきます。

## 9. 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

(1) 正当な理由なくして、指定の期日までに契約締結の手続きを行わなかったとき。

(2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。

(3) 設置事業者が応募者の資格を失ったとき。

(4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと事業団が判断したとき。

## 10. 設置事業者が設置を辞退した場合

設置事業者が自動販売機の設置を辞退し、新たな設置事業者を決める公募手続を行う時間がなく緊急を要するときは、当該設置事業者の次に高い価格で入札を行った者を設置予定事業者とし、新たな設置事業者を決めることができるものとしします。

## 11. 契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除します。

(1) 貸付期間中に、八尾市又は国若しくは他の地方公共団体において公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

(2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。

(3) 著しい社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと当事業団が判断したとき。

(4) 契約に定める義務を履行しないとき。

## 12. その他

- (1)自動販売機の売上金額については、当事業団が指定する様式により報告してください。
- (2)自動販売機に伴う事故については、当事業団の責めに帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責めを負います。
- (3)商品等の盗難及び破損については、当事業団の責めに帰することが明らかな場合を除き、事業団はその責めを負いません。
- (4)自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁じます。